

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 春日部市（以下「市」という。）は、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央の埼玉県東部に位置し、その市域は、南北12.5km、東西11.7km、面積66.00km²ある。東西方向に東武アーバンパークラインと国道16号が横断し、南北方向には東武スカイツリーラインと国道4号・4号バイパスが縦断しており、北は宮代町、杉戸町、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市、白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接している。

地形は、市の西部地域は埼玉県南部に広がる大宮台地、東部地域は千葉県北部から広がる下総台地と対峙しているが、その大半は中川低地となっている。台地部分の標高は8mから15m程で、低地部分では5mから6m程であり、中川低地では、大落古利根川、中川、江戸川などの豊かな水利により、肥沃な穀倉地帯を形成し、米をはじめ野菜、果樹などの栽培を行ってきた。

そのような環境の中、市の農業は、稲作を中心に営んできたが、今日では施設園芸や都市近郊という立地のもと観光農園や生産者と消費者が直結した生産直売など地域の特色を生かした農業が展開されている。

今後は、このような施設園芸や観光農園等において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図り、また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸や観光農園等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借などの役割分担を図り、地域複合としての農業発展を目指す。

更に、農業基盤となる優良農地の確保を図るため、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 市の農業構造は、一戸あたり平均耕作面積が約2haと少ない上、首都圏に位置するため恒常的勤務による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中、農地の資産的保有傾向が強いためか、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、農地中間管理事業の推進により、少しずつ流動化が進んでいる。また、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化に対する更なる期待が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地が一部遊休農地になっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得：560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農業委員会、農業協同組合及び農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制をとり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等によ

り、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手、借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため地域での話し合いを基本に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画を策定し、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等の積極的な活用により、賃借権等の設定等の促進を図り、農用地の利用集積を推進する。地域での話し合いを進めるにあたり、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地利用集積による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、受託作業を行う合理的な経営体の育成を図り、農用地利用集積の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存の施設園芸や観光農園等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っているので、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図り、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家・土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者への農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 市は、農業委員会、農業協同組合及び、農林振興センター等と連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

現在、市においては、明日の農業担い手育成塾を設置し、かつ、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体など、青年等の育成・確保に努めている。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 育成・確保すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間330人を踏まえつつ、市においては引き続き農林振興センターや農業委員会と連携し、年間3人（過去5年間の平均実績値）の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや指導農業士、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

① 春日部地域

従来からの基幹作物である米・野菜・果樹を栽培する春日部地域においては、秩序ある土地利用の下に、都市整備との調和を図りながら、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、南彩農業協同組合等と連携し、基幹作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営が行えるよう努める。

また、地域特産物のブランド化を推進するため、主産地としての機能の強化、新品種・新作物の導入を図りつつ、地域の特性を活かした多彩な農産物の生産や加工、地域特産物の直売などによる付加価値の高い農業経営を育成する。

② 庄和地域

従来からの基幹作物である米・野菜を栽培する庄和地域においては、水田農地の高度利用と生産性の向上を図るための生産基盤の整備を進めつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、埼玉みずほ農業協同組合等と連携し、担い手農家への誘導と農用地利用の集積等を進め、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営が行えるよう努める。

また、施設園芸等においては、地域特産物のブランド化を推進するため、埼玉みずほ農業協同組合等を通して、主産地としての機能の強化、基幹作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、地域の特性を活かした多彩な農産物の生産や加工、地域特産物の直売などによる付加価値の高い農業経営を育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。

営農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
主穀単一 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲単作＝7ha 水稲・麦＝4ha 大豆・麦＝6ha 麦単作＝2ha 大豆単作＝1ha 作業受託＝8ha 〈経営規模〉 20ha	〈資本装備〉 ・トラクター（38ps） 2台 ・乗用施肥田植機（8条）1台 ・乗用管理機（ブーム・粒剤散布） 1台 ・コンバイン（自脱5条、汎用型）各1台 ・育苗ハウス 600㎡ ・温湯消毒器 1台等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベーター等を利用。 ・転作は2／3を大豆－麦体系、1／3を麦、大豆単作の体系とする。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・地域人材の活用を図る。

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
主穀単一 (組織法 人経営) 基幹 従事者 6人	〈作付面積等〉 水稲単作=23ha 水稲・麦=10ha 大豆・麦=27ha もち加工=5t 作業受託 100ha 〈経営規模〉 60ha	〈資本装備〉 ・トラクター 23ps 1台 ・トラクター 38ps 1台 ・トラクター 75ps 1台 ・乗用施肥田植機(8条) 2台 ・乗用管理機 2台 ・コンバイン 3台 ・大型育苗施設 1,500 m² ・温湯消毒器 2台 ・もち加工施設 一式等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・作業機械は法人所有、乾燥調整作業は法人の他、カントリーエレベータ等を利用する。 ・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。	・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する。	・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする。

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
主穀・露 地野菜複 合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻－大麦 ＝5.5ha 大豆－麦 ＝5.0ha ブロッコリー (秋)＝1.3ha (春)＝0.2ha 〈経営規模〉 12ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場(200 m ²) 1棟 ・トラクター(38, 30ps) 2台 ・乗用施肥田植機 6条 1台 ・乗用管理機 (ブーム・粒剤散布) 1台 ・コンバイン 1台 ・育苗施設 300 m ² ・温湯消毒器 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入。 ・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はカントリーエレベーター等を利用。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・水稻、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体系を行う。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆とブロッコリーなどの野菜栽培により、水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・地域人材の活用を図る。
主穀・水 産食用養 殖複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻＝5.5ha 大豆－小麦 ＝4.0ha ホンモロコ (養殖池) ＝0.5ha 〈経営規模〉 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター(38, 30ps) 2台 ・乗用施肥田植機 6条 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・育苗施設 300 m ² 1棟 ・温湯消毒器 1台 ・曝気用ポンプ 10台 ・自動給餌機 10台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベーター等を利用。 ・日当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を有する。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・水田のブロックローテーションにより水稻、麦、大豆の高品質、安定生産を行う。 ・農産物及びホンモロコは直売や契約出荷などによる多様な販売を行う。 ・養殖池は防水シート等の利用による低コスト経営を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
施設 トマト・ 露地野菜 複合	〈作付面積等〉 促成トマト =2,000 m ² 高糖度トマト =1,000 m ² 秋冬ブロッコリ ー =1ha	〈資本装備〉 ・ アクリルハウス 2,000 m ² 1 棟 ・ 作業所兼車庫 40.2 m ² 1 棟 ・ トラクター 25ps 1 台 ・ 乗用管理機 1 台 等	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・ 青色申告の実施。 ・ パソコン利用の経営管理。 ・ 労災保険の加入。 ・ 施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・ 生物農薬や乗用管理機の利用により健康に留意した作業を行う。 ・ 高糖度トマトは、出荷先との契約による差別化した販売を行う。 ・ ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・ 作業の集中するブロッコリーの定植時期等は雇用労力を効率的に利用し、ゆとりある労働環境を確保する。
基幹 従事者 2 人	〈経営規模〉 アクリルハウス 3,000 m ² 普通畑 1 ha	〈その他〉 ・ 水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る。 ・ トマトは共同選果施設を利用し、選別、荷造り作業の省力化を図る。 ・ セルトレイ播種機は共同利用する。		
施設 トマト (直売)	〈作付面積等〉 促成トマト =1,000 m ² 抑制トマト =1,000 m ² 半促成きゅうり =1,000 m ² ほうれん草 =0.2ha ブロッコリー =0.2ha ね ぎ =0.2ha さといも =0.2ha スイートコーン =0.3ha	〈資本装備〉 ・ アクリル温室 1,000 m ² 2 棟 ・ 作業所兼車庫 100 m ² 1 棟 ・ トラクター 25ps 1 台 ・ 乗用管理機 1 台 等 〈その他〉 ・ 直売所、量販店直売コーナーを利用した消費直結型経営を行う。 ・ 周年出荷のトマトに季節感を活かした多品目の露地野菜を組み合わせ、一年中足が向く直売を行う。 ・ 輪作体系の実施と畑地灌漑施設の活用により生産安定と品質向上を図る。	・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・ 青色申告の実施。 ・ パソコン利用の経営管理。 ・ 労災保険の加入。 ・ 施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・ 販売は、農協直売所その他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う。 ・ 出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める。 ・ ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。
基幹 従事者 2 人	〈経営規模〉 アクリルハウス 2,000 m ² 普通畑 1 ha			

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
施設 いちご・ 主穀複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 促成いちご =2,000 m² 高設栽培いちご (摘み取り体験用) =1,000 m² いちご苗生産 =40,000 株 水稻=2.0ha 〈経営規模〉 低コスト耐候性 ハウス 3,000 m² 水田 2ha	〈資本装備〉 ・低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 1 棟 ・高設栽培装置 1,000 m² 1 台 ・作業場兼直売所 30 m² 1 棟 ・駐車場 100 m² ・育苗ハウス 1,000 m² 1 棟 ・トラクター 30ps 1 台 ・田植機 1 台 ・自脱型コンバイン 1 台 等 〈その他〉 ・暗渠排水、パイプライン などの基盤が整備された 水田を利用する。 ・いちご 1,000 m²は高設栽培 の摘み取り園とし、収穫 体験を行う。 ・いちごの育苗は空中採苗 方式とし、栽培ハウスは 大型低コスト耐光性ハウ スを利用する。 ・コンバイン等の大型機械は 共同利用する。	・複複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・労災保険の加入。 ・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 ・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う。 ・水稻は、直売による消費者に直結した多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。
施設なす 経営 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 促成なす =3,000 m² 抑制きゅうり =3,000 m² 〈経営規模〉 ビニール温室 =3,000 m²	〈資本装備〉 ・ビニール温室 3,000 m² 2 棟 ・作業所兼車庫 58.3 m² 1 棟 ・堆肥盤 30 m² ・トラクター 20ps ・自動カーテン装置 ・施肥かん水装置 ・農用トラック ・炭酸ガス発生装置 ・温風暖房機 〈経営条件〉 ・施設は複合環境制御装置 ・施肥ガス発生装置の設置 ・集出荷場は、共同利用 ・接ぎ木作業の機械化 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 ・市況予測、販売、経営管理にパソコンを活用。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・選別、荷造りの簡素化及び請負制度やパートを活用。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
都市観光 農業 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 なし = 0.8ha ぶどう = 0.5ha キウイフルーツ = 0.2ha すもも = 0.2ha 水稲 = 3.0ha 〈経営規模〉 樹園地 1.7ha 水田 3.0ha	〈資本装備〉 ・販売所 30 m² 1棟 ・トイレ 6 m² 1棟 ・駐車場 120 m² 1か所 ・トラクター 28ps 1台 ・スピードスプレー 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・育苗ハウス 1,000 m² 1棟 ・トラクター 30ps 1台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する。 ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を行う。 ・栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に提供。 ・農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める。 ・コンバイン等の大型機械は共同利用する。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理。 ・販売は、果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする。 ・地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止。 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視。
しいたけ 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 植菌原木本数 30,000本 〈経営規模〉 フレーム 2,268 m²	〈資本装備〉 ・作業場兼倉庫 1棟 ・フレーム 2,268 m² ・暖房機 7台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする主要な営農類型を展開していく。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

優れた品質の農産物を安定的に生産し、市の農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業協同組合及び、農林振興センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農等（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携し、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施等の一貫した支援を行う。

2. 市が主体的に行う取り組み

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業協同組合及び、農林振興センター等と連携しながら、就農に向けた研修等に関する情報提供を行う。また、受け皿となる農業法人や先進農家等と連携した青年等の確保ができる環境を整備する。

認定農業者の支援及び未就学児と小・中学校の児童生徒による農業体験を実施するとともに、農林振興センターが実施する講習会や研修会等に積極的に参加できる環境を整えつつ、農業後継者の育成・確保を図る。さらに、農業を補助・体験できる「農業ヘルパー制度」により、農業にふれあう場を提供し、担い手の確保に努める。

就農等希望者の受入については、明日の農業担い手育成塾など関係機関と連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。

また、市が策定する「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促す。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウ等の習得については農業経営・就農支援センター、埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、農林振興センター

及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。経営の移譲を希望する農業者の情報についても積極的に把握するように努め、農林振興センター及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農用地の利用集積にあたっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し、面的なまとまりとなるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、都市近郊という立地のもと、観光農園や生産者と消費者が直結した生産直売など地域の特色を生かした農業が展開されている。

また、都市化が進んでいることから兼業化が進み農用地は減少傾向にある。主穀経営を中心とした認定農業者等への農地の利用集積が進んできているものの、農業者の高齢化が進み、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、農業後継者の育成や担い手の確保が重要な課題となっており、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため農産物のブランド化の推進と農業基盤となる優良農地を確保し、効率的な稲作経営が行なえるよう農用地の利用集積・集約化を進め、効率的かつ安定的な農業経営と生産の向上に努める。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。さらに、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、農地中間管理事業を軸としながら関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況の解消に努める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、農地中間管理事業の推進にあたっては、「地域計画」の作成・見直しと連動させ、効率的・効果的な実施を図ることとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置

①協議の場所や開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定する。

②開催にかかる情報提供の方法

開催にあたっては、市のホームページ等の利用及び他の農業関係や地域の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、農林振興センター、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、市街化区域を除き、社会的、自然的条件を考慮し地域の実情に合わせて設定する。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて賃借権等の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 市は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業について、南彩農業協同組合及び埼玉みずほ農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって、事業の促進を図る。

(2) 市、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 地域計画の区域において特例事業を実施する場合には、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- オ. 実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合には、当該地域計画の達成に資するものであること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の賃借権等の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①を認定する。
- ア. ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項で定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、法第12条第1項にかかる農業経営改善計画の認定を受けたも

のとみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に賃借権等の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について賃借権等の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

市は、第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

①農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

農林振興センターが作成する「新規参入者フォローアップカルテ」を用いて、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して当該青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な指導支援を行う。

②就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成や見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、新規就農者の研修会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工団体や農業団体等とも連携して、農産物直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

③経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「新規参入者フォローアップカルテ」を活用した指導に限らず、農林振興センターによる技術・経営管理能力向上のための研修会等への参加促進、農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農総合支援事業（経営開始資金）や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（2）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までの掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 市は、今後要望及び調査等を基に概ね集落単位のミニほ場整備の推進を図るとともに、用排水等整備事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ③ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動を樹立する。また、このような計画と併せて、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 4 年 2 月 9 日春日部市告示第 109 号）における利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 31 日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間は、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。